

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部
を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合教育センター	室長
----------	----

」

を

「

総合教育センター	室長
学校給食センター	所長

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、学校給食センター所長を出勤記録管理者とするため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後	改正前																																														
<p>○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程 昭和50年4月1日教委訓令第2号 (第1条～第2条 略) 別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出勤記録管理者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出勤記録管理者となる 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td><u>学校給食センター</u></td> <td><u>所長</u></td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>麻生図書館柿生分館</td> <td>分館長</td> </tr> <tr> <td>日本民家園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>青少年科学館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>市立学校</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所</td> <td>教育長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	出勤記録管理者		設置箇所	出勤記録管理者となる 職	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長	総合教育センター	室長	<u>学校給食センター</u>	<u>所長</u>	図書館	館長	麻生図書館柿生分館	分館長	日本民家園	園長	青少年科学館	館長	市立学校	校長	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める	<p>○川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程 昭和50年4月1日教委訓令第2号 (第1条～第2条 略) 別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出勤記録管理者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">設置箇所</th> <th style="text-align: center;">出勤記録管理者となる 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター</td> <td>室長</td> </tr> <tr> <td>図書館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>麻生図書館柿生分館</td> <td>分館長</td> </tr> <tr> <td>日本民家園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td>青少年科学館</td> <td>館長</td> </tr> <tr> <td>市立学校</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所</td> <td>教育長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	出勤記録管理者		設置箇所	出勤記録管理者となる 職	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長	総合教育センター	室長	図書館	館長	麻生図書館柿生分館	分館長	日本民家園	園長	青少年科学館	館長	市立学校	校長	前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める
出勤記録管理者																																															
設置箇所	出勤記録管理者となる 職																																														
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長																																														
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長																																														
総合教育センター	室長																																														
<u>学校給食センター</u>	<u>所長</u>																																														
図書館	館長																																														
麻生図書館柿生分館	分館長																																														
日本民家園	園長																																														
青少年科学館	館長																																														
市立学校	校長																																														
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める																																														
出勤記録管理者																																															
設置箇所	出勤記録管理者となる 職																																														
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる課	課長																																														
川崎市教育委員会事務局事務分掌規則第3条に掲げる部相当の室	室長																																														
総合教育センター	室長																																														
図書館	館長																																														
麻生図書館柿生分館	分館長																																														
日本民家園	園長																																														
青少年科学館	館長																																														
市立学校	校長																																														
前各項に定める設置箇所以外の勤務箇所	教育長が別に定める																																														